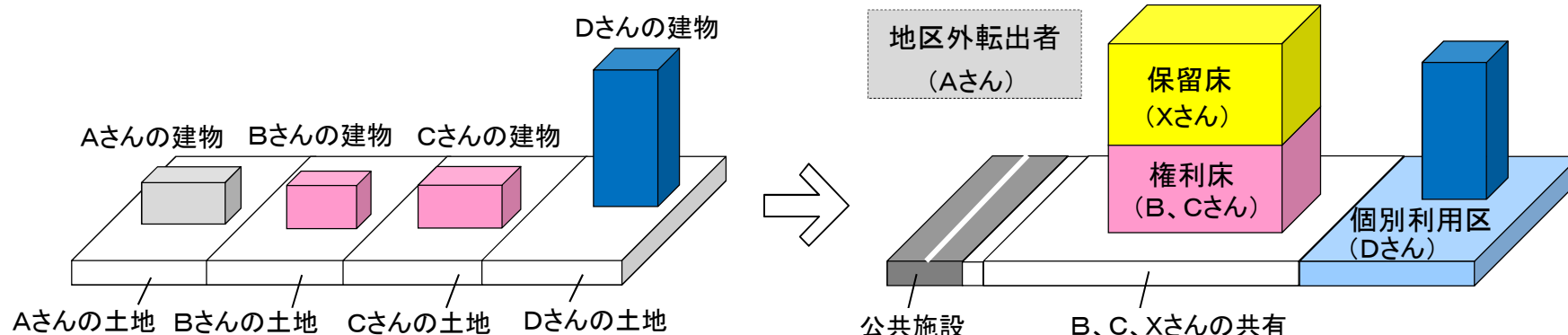


市街地再開発事業に係る主な租税特別措置



★=時限措置

地区外転出者

1. 所得税、法人税

- ・代替資産取得の特例又は5,000万円特別控除(第一種事業の場合は、やむを得ない事情による転出等に限る。)
- ・地方公共団体買取時等の2,000万円特別控除(第一種)
- ・市街地再開発促進区域内の買取請求時の1,500万円特別控除(第一種)
- ・施行者買取時の軽減税率の特例(第一種) ★

2. 不動産取得税

- ・代替資産について従前資産額相当分控除

権利床取得者 (対象:1. ~5.)

1. 所得税、法人税

- ・従前資産の譲渡がなかったものとみなす
- ・清算金等について代替資産取得の特例又は5,000万円特別控除

2. 法人税、法人住民税、事業税

- ・グループ法人税制の適用者に権利変換による権利変動があった場合における課税の繰り延べの継続

3. 登録免許税

- ・事業の施行のため必要な登記について非課税

4. 不動産取得税

- ・課税標準の算定において従前資産の価額割合相当分控除

5. 固定資産税(対象:権利床取得者)

- ・新築後5年間減額 ★
 - ①住宅で居住用部分床面積が 50m^2 以上 280m^2 以下:
居住用部分:2/3減額、非居住用部分:1/3^(※)減額
 - ②住宅以外:1/3^(※)減額
- (※)第一種市街地再開発事業の施行に伴うものは1/4減額

個別利用区宅地取得者 (対象:1. ~4.)

1. 所得税、法人税

- ・既成市街地等の資産を譲渡して施設建築物及びその敷地を取得した場合の事業用資産の買換特例(繰延割合80%) ★

2. 固定資産税

- ・高度利用地区適合建築物に対する不均一課税

保留床取得者